

仙台市農業委員会第21回総会議事録

I. 開催日時 令和2年2月28日（金曜日）午後1時29分から午後3時05分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (16人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江		8 番 菅野 則義
		10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ		14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (3人) 7 番 加藤 和彦 9 番 郷古 雅春 13 番 品川 忠夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正について
 - 第5号議案 仙台市農業委員会会議規則の一部改正について
6. 協議
 - (1) 令和2年度業務計画（案）について
 - (2) 令和2年度総会等関連行事予定表（案）
7. 報告
 - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 贈与税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (6) 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (7) 売り渡し希望農地一覧表
 - (8) 令和元年度第5回企画検討チーム会議報告
 - (9) 意見交換会及び総会等の時間変更等について

8. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項

①令和2年度農地利用最適化推進委員調査委員会・総会出席輪番名簿

VI. 農地利用最適化推進委員

阿部 康幸 阿部 忠弘

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係嘱託	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時29分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第21回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	議席番号7番加藤和彦委員、9番郷古雅春委員、13番品川忠夫委員から、欠席の届けがありました。19人中16人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、11番菊地郁夫委員、12番佐藤とみ委員を指名いたします。	
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を中野勲あっせん運営委員長からお願いします。	
中野勲委員	2月7日に開催しましたあっせん会の結果を報告します。	

<p>(あっせん運営 委員長)</p>	<p>当日は、1件のあっせんがありました。売り渡し申出人、買い受け申出人双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、宮城野区から赤間敬委員と太白区から鈴木通委員が出席して調整しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。以上、あっせん会の報告です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事に入ります。 (午後1時33分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会の報告を19番結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
<p>結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)</p>	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。 調査委員会を、2月25日に実施いたしました。 調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私の4人で行いました。 今回の申請は、売買による規模拡大が5件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借権の設定による新規就農が4件、使用貸借権の設定による農業承継が2件の合計13件です。番号1番から3番までを4番大泉権吾委員から、番号4番から6番までを15番鈴木正年委員から、番号7番から9番までを11番菊地郁夫委員から、番号10番から13番までは、私から報告します。</p>
<p>大泉権吾委員 (4番)</p>	<p>番号1番は、売買により規模拡大するものです。 譲受人は、名取市在住で、現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で5.8haの農地を耕作しています。申請地は名取市との境界に接している農地です。2月15日に太田功治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、土地改良区から確認書が提出されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。 番号2番は、同居している孫への贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植機1台と収穫機1台はリースにより、家族3人で、65aの農地を耕作しています。2月17日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。 番号3番は、売買により規模拡大するものです。面積が5,000㎡を超えることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で、2.2haの農地を耕作して</p>

います。2月16日に太田功治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、土地改良区から確認書が提出されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木正年委員
(15番)

番号4番から6番までを私から報告します。

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で、1.3haの農地を耕作しています。2月20日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、使用貸借権の設定により農業経営を移譲するものです。対象は平成14年4月から使用貸借中の農地で、経営移譲年金の手続きに関連し、同じ条件で使用貸借の再設定をするものです。譲受人は、現在、トラクター2台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族2人で、8.3haの農地を耕作しています。2月19日に早坂久農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、使用貸借権の設定により農業経営を移譲するものです。

対象は平成19年4月から所有者の父親と所有者の長男の間で使用貸借権が設定されたまま、平成27年に相続により所有者が変更になった農地で、経営移譲年金の手続きに関連し、耕作者は変わらず、相続で取得した農地を後継者に使用貸借をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族1人で、4haの農地を耕作しています。2月20日に庄子栄農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
(11番)

番号7番から9番までを私から報告します。

番号7番は、売買により新規就農するものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、トラクター1台と耕うん機1台を所有し、家族2人で1.7haの農地を畑作主体で耕作する計画です。2月19日に本間昭農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断につい

ては、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、家族1人で、41aの農地を耕作しています。2月20日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、売買により規模拡大をするものです。あっせんにより成立した案件です。中間管理事業で賃貸借権が設定されている農地であることから、農地法第18条第6項による合意解約がでております。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で2.2haの農地を稲作主体で耕作しています。2月19日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、土地改良区から確認書が提出されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

結城一吉委員
(19番)

番号10番から13番までは関連がありますので、一括して報告します。

10番については、農地法第18条6項通知により合意解約がでております。賃貸借権の設定による新規就農です。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、農地所有適格法人で、農機具については、トラクター1台と耕うん機1台をリース等で確保し、法人構成員1人で59aの農地を畑作主体で耕作する計画です。2月19日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が、2月22日に高山真里子農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、土地改良区から確認書が提出されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。以上、13件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

高橋勝彦委員
(16番)

番号10番の方はどういう内容の農業経営をするのか、聞き取り調査の結果を教えてください。

結城一吉委員
(19番)

主にレタスなど露地野菜です。

事務局	<p>若林区二木の農家で研修中で、その前も含め2年間研修し、この春を目途に就農予定です。新規就農相談会にも参加し、認定新規就農者になる予定です、市の農業次世代投資資金を受給しながら進めるとのことです。大学は農学部で学び2年前に卒業、就農のために法人を立ち上げました。将来的に複数で農業経営をしていきたい意向で、雇用も考えているとのこと。学生時代に所属した農業関係のNPOとグループ経営して進める中で、機械や販路の共有をしていくことでメリットがあるとのこと。</p>
菅野則義委員 (8番)	<p>番号3番は、3町歩増えますが、働き手の人数はそのまま、大丈夫ですか。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>田はほ場整備されており耕作しやすいです。堤外は畑で原野を含めて一体の畑となっておりますが、保全管理を中心に徐々に作付けします。離れた所にガレキの入っている畑が1反あり、土はいいので、できるだけ早く取り除きたい意向です。意欲のある人なのでやり切るだろうと考えています。</p>
議 長	<p>他に、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時55分)</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員の3名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件です。</p> <p>番号1番を、5番大里重市委員から報告します。</p>
大里重市委員 (5番)	<p>太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。集</p>

落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、会社員の個人が、畑 568 m²と雑種地 330 m²を含めた事業面積 898 m²を転用し、太陽光発電パネル 144 枚に 229 m²、駐車場 (3 台) に 79 m²、法面に 141 m²、通路等に 449 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。(なお、申請地は平成 12 年に登記地目が山林で、売買により取得し、平成 19 年の国土調査の成果により登記地目が畑として登記された土地です。)用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金の併用で、預金残高証明書と借入審査結果の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 58 分)

議 長

続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第 3 号議案の調査結果について報告します。

調査は、3 番赤間敬委員、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員の 3 名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが 3 件、資材置場に転用するものが 3 件、重機置場に転用するものが 1 件、分家住宅に転用するものが 1 件の合計 8 件です。番号 1 番から 3 番までを 3 番赤間敬委員から、番号 4 番と 5 番を 5 番大里重市委員から、番号 6 番から 8 番までを 6 番加藤和江委員から報告します。

赤間 敬委員
(3 番)

番号 1 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。面積が 3,000 m²を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が、田 7,474 m²を転用し、太陽光発電パネル 1,623 枚に 2,791 m²、パワーコンディショナ等の設備に 25 m²、緑地および通路等に 4,658 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額グループ会社からの借入金であり、融資証明書が提出されております。また、令和元年 10 月 15 日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定が締結されております。地上権の設定期間は、20 年間となっております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。なお、面積が 3,000 m²を超えるため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、電気工事業者が、田 3,345 m²を転用し、太陽光発電パネル 295 枚に 482.9 m²、施設内通路に 1,439.1 m²、緑地に 771.2 m²、管理用資材置場に 278.1 m²、法面等に 373.7 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 3 番は、重機置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分については、既存施設の拡張であり、500m 以内に小学校・郵便局・コミュニティセンター等の公共施設がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、運送業者が、畑 677.8 m²を転用し、重機置場 11 台に全面積を整備利用する計画で、既存施設の駐車場を拡張するものであり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、賃貸借の期間は、10 年間となっております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
(5 番)

番号 4 番と 5 番を私から報告します。

番号 4 番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、集落に接続し事業用地等に囲まれ、街区がある程度形成されている区域であるこ

とから、第3種農地と判断しました。申請は、運送業者が、畑 2,782 m²を転用し、建設資材等の置場に 1,570 m²、駐車場：普通車・大型ダンプ等 12 台に 524 m²、通路・法面等に 688 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は、5年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、資材置場に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分については、集落に接続し事業用地等に囲まれ、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、建設業者が、畑 1,303 m²と雑種地 500 m²を含めた事業面積 1,803 m²を転用し、建設資材置場等に 1,300 m²、駐車場：大型ダンプ等 3 台に 100 m²、通路等に 403 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、転用許可を得ずに駐車場として利用していたことに関し、始末書が提出されております。なお、使用貸借権の設定であり、現状のまま利用するため事業費は計上されておられません。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。使用貸借の期間は、10年間となっています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(6番)

番号6番から8番までを、私から報告します。

番号6番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分については、集落に接続して設置され、一団の農地を分断することがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建築工事業者が畑 645 m²を利用し、建設資材置場等に 172 m²、駐車場：普通車 8 台、重機 2 台に 174 m²、通路等に 299 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は、10年間となっています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土

地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電設備業者が、田 1,105 m²を転用し、太陽光発電パネル 216 枚に 355.7 m²、通路等に 749.3 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は、20 年間となっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分については、集落に接続して設置され、一団の農地を分断することがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、畑の実測面積 499.5 m²を利用し、住宅 147.81 m²、駐車場普通車 3 台に 37.5 m²、家庭菜園に 82.9 m²、造成法面に 147 m²、通路等に 84.29 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、住宅ローン事前審査結果の写しが提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、2月17日付で開発許可申請が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、8件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後2時15分)

議 長

続きまして、第4号議案仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正について、を上程します。

調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

<p>結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)</p>	<p>第4号議案の調査結果を報告します。</p> <p>調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私の4名で、聞き取り調査については、全員で説明を受けました。仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正です。</p> <p>これまで、円滑化団体のJ A仙台が行ってきた農地利用集積円滑化事業の廃止に伴い、委任事務の規則が一部改正となるものです。今回、別紙新旧対照表のとおり、仙台市農業委員会への委任に関する規則第二条第一項を削除するものです。農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から農業経営基盤強化促進法第4条第3項の農地利用集積円滑化事業が削除されます。これに伴い、関連する規則について変更する必要があるため、仙台市長より協議の依頼があったものです。</p> <p>調査の結果、一部改正については、「承認」と調査しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4号議案について、調査の結果、承認との報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第4号議案について、「承認」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手と認めます。よって第4号議案仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正について、承認することに決定いたします。</p> <p>(午後2時18分)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、第5号議案仙台市農業委員会会議規則の一部改正について、を上程します。事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>仙台市農業委員会会議規則第4条に「議席は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において、くじで定める。ただし、委員に異議がないときは会長がその議席を定めることができる。」と規定されているものを「委員の議席は会長が定める」に変更します。</p> <p>また、(2)規則第4条第2項に「議席には、番号及び氏名を表示するものとする。」を追加します。</p> <p>改正の理由は、(1)は、欠員補充等最初の議席決定以外の時の議席決定の方法を定める必要があること、また、決定方法についてはくじで定めることを含め、「会長が定める」で対応できるため、削除します。</p> <p>(2)は、規則第10条第2項に、議事録には「出席委員及び欠席委員の番号及び</p>

	氏名を記載する」と規定していますが、議席に「番号」を振るというルールが明記されていないため追加するものです。
議 長	第5号議案について、ご異議、ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第5号議案について、「承認」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第5号議案仙台市農業委員会会議規則の一部改正については、承認といたします。以上で議案を終了します。 (午後2時20分)
議 長	続きまして、協議に入ります。 協議事項(1)「令和2年度業務計画(案)について」を事務局から説明願います。
事務局	— 説明 —
議 長	協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。
大泉権吾委員 (4番)	業務方針の8行目くらい、我が国の農林水産業の体質強化の「林水」の業務も新たに農業委員会にあるのですか。
事務局	林業はいくらか関係があると思いますが、水産業は農業委員会では関係ありません。ここには国の状況を記述していますが、表現がいいかどうかは再度検討します。
議 長	他に、ご意見等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、(1)「令和2年度業務計画(案)について」は承認といたします。 次に協議事項(2)「令和2年度総会等関連行事予定表(案)」について、事務局から説明願います。
事務局	— 説明 —

補足として、前回の総会でも話していましたが、これまで毎月18日としていた許可申請等の締切日を、令和2年4月から毎月10日、10日が土日祝日にあたる場合は直前の開庁日といたします。周知の方法は、庁内への張り紙、仙台市ホームページ、市政だより4月号、農業委員会だよりの5月に出す春季号に掲載します。また、関係機関である宮城県司法書士会、宮城県土地家屋調査士会、宮城県行政書士会に対し、文書で通知します。

議 長

協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

12月の予定で、調査委員会が21日で総会が25日だと中3日しかありませんが、大丈夫ですか。

事務局

大丈夫です。

議 長

他に、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(2)「令和2年度総会等関連行事予定表(案)」については、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後2時37分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7)売り渡し農地一覧までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり、番号4067から4078まで12件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が7件、一般住宅への転用が3件、共同住宅への転用が2件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから5ページに記載の通り、番号5192から5205まで14件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が8件、駐車場・宅地造成への転用が2件ずつ、宅地及び通路への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定による届出については、6ページに

記載のとおり 5 件の届出がありました。相続による権利取得が 4 件、持分放棄による権利の取得が 1 件となっております。

続きまして、(4)農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知については、7 ページに記載のとおり 18 件ありました。すべて合意解約によるものとなっております。

続きまして、(5)贈与税の納税猶予に係る適格証明願に関する件については、8 ページに記載のとおり 1 件ありました。平成 31 年 4 月の総会において農地法第 3 条許可により贈与した案件です。すべて、現地調査を実施し、耕作していることを確認しております。

続きまして、(6)農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、9 ページに記載のとおり 3 件ありました。返戻理由については別紙のとおりです。

続きまして、(7)売り渡し希望農地一覧ですが、あっせんで成立したものが 1 件、また新規の申し出が 2 件ありましたので、一覧表を修正しております。仙台市のホームページにも掲載して広く周知しているところです。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

次に(8)令和元年度第 5 回企画検討チーム会議報告について、松原企画検討チーム長から、(9)意見交換会及び総会等の時間変更等について、事務局から報告願います。なお、質問については説明後、受けます。

松原企画検討
チーム長

— 説明 —

(8) 令和元年度第 5 回企画検討チーム会議報告

事務局

— 説明 —

(9)意見交換会及び総会等の時間変更等について

延期の申し出がありましたので、日程は元々の現行のままいたします。

議 長

(8)令和元年度第 5 回企画検討チーム会議報告及び(9)意見交換会及び総会等の時間変更等について、ご質問等はありませんか。

なければ、以上で報告事項を終了いたします。

(午後 2 時 46 分)

議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料5をご覧ください。</p>
会 長	<p>（会長報告）</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について</p> <p>佐藤とみ委員から2月7日開催の2020農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会と、2月18日開催の農業女子会の報告をお願いします。</p>
佐藤とみ委員	<p>— 報告 —</p>
議 長	<p>次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(3)事務局からの連絡事項について</p> <p>① 令和2年度農地利用最適化推進委員調査委員会・総会出席輪番名簿</p> <p>② 農業者年金加入推進記録簿の提出について</p> <p>③ 3月～4月の予定表</p> <p>④ 他市町村農業委員会だより等（千葉市、盛岡市）</p>
議 長	<p>その他についてご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>（意見なし）</p>
議 長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>なければ以上で全てを終了いたします。</p>
司会：主幹兼 振興係長	<p>それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。</p>
中野会長職務 代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第21回総会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: center;">閉 会</p> <p style="text-align: right;">（午後3時07分）</p>